

関東甲信越サイクリング協議会（KKCC）会員特典

サイクリスト保険のご案内

（保険無会員様はサイクリスト保険の適用はございません）

保険金の種類	保険金額
傷害死亡・後遺障害保険金額	545万円
傷害入院保険金日額 （傷害手術保険金）	3,000円（免責4日）
個人賠償責任保険金額 （示談交渉サービス付）	3億円

保険期間：令和6年4月1日（午後4時）～ 令和7年4月1日（午後4時）

※ご注意：前年度（令和6年4月1日）までの事故の状況により補償内容が変更されることがあります。

●保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、会員募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

●上記保険には

- ・交通事故危険のみ補償特約
- ・実通院日のみの障害通院保険金支払い特約
- ・傷害後遺障害等級1～7級限定補償特約
- ・就業中の傷害危険対象外特約がセットされます。

※通院保険金につきましては、免責4日を越えた、5日目からのお支払となります。
（例、入院10日の場合 → 支払われる保険金は、入院6日分）

万一、事故が起こった場合
24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（事故は、いち早く）（無料）

【引受保険会社】	【取扱代理店】
三井住友海上保険株式会社	アブリス株式会社横浜支店

- 後遺障害保険金：後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の100%～42%
- 傷害入院保険金：120日限度
- 傷害手術保険金：入院中に受けた手術の場合は、傷害入院保険金の10倍、それ以外の手術の場合は5倍
- ◆交通事故危険のみ補償特約：保険期間中の「交通事故」によって被ったケガに対し保険金が支払われます。

「交通事故」とは

- ・運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（＊）
- ・運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（＊）
- ・運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。）
- ・乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
- ・道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（＊）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。）

「交通乗用具」とは

電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。

- ◆実通院日のみの傷害通院保険金支払特約：実際に通院された場合に限り傷害通院保険金をお支払いします。
通院されない場合で、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定する為に医師の指示によりギブス等を常時装着したときに、その日数について傷害通院したものとみなす規定は適用しません。
- ◆傷害後遺障害等級1～7級限定補償特約：後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（100%～42%）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
- ◆就業中の傷害危険対象外特約：職業または職務に従事している間のケガに対しては、傷害保険金をお支払いしないこととする特約です。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。

<2021/03/02>